
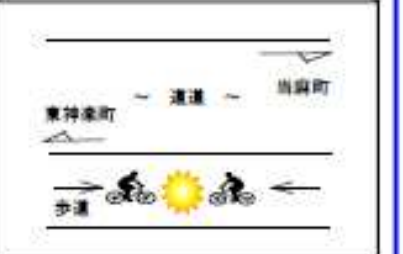


	<h1>交通安全情報No.60</h1> <h2>ストップ・ザ・交通事故</h2>	平成26年9月16日 警察本部交通部 交通総合対策センター
---	---	-------------------------------------

 <h1>自転車同士の死亡事故発生!</h1>	
<ul style="list-style-type: none">● 日時 9月15日(月)午後6時ころ● 状況 旭川市内の道道において、歩道を走行していた自転車同士が正面衝突し、一方の女性が死亡、もう一方の男性が重傷を負ったもの。	
<h3><自転車は車両の仲間です!></h3> <p>自転車は、子供から高齢者まで日常の交通手段として、通勤、通学、買い物などのほか、スポーツなどで幅広く利用されている乗り物です。道路交通法上では、自転車も「車」や「バイク」と同じ「車両」の仲間であり、自転車を運転して交通事故を起こし、怪我を負わせた場合は、刑事責任(懲役や罰金)や民事責任(被害者への賠償責任)といった社会的責任が問われます。</p> <h2>自転車はルールを守って安全に!</h2>	
<h3><自転車を運転する方へ></h3> <p>～ 自転車安全利用五則 ～</p> <ol style="list-style-type: none">1 自転車は、車道が原則、歩道は例外2 車道は左側を通行3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行4 安全ルールを守る<ul style="list-style-type: none">○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止○ 夜間はライトを点灯○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認5 子どもはヘルメットを着用	